

# 地 域 再 生 計 画

## 1 地域再生計画の名称

「地域福祉型福祉サービス」の展開による地域再生

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

名古屋市

## 3 地域再生計画の区域

名古屋市の全域

## 4 地域再生計画の目標

### (1) 名古屋市の地域特性

名古屋市は地理的にわが国のほぼ中央に位置し、全国的な物流、交流機能が集積する上で有利な条件を備えており、特に「ものづくり」の分野では、生活文化に根をおろした産業技術が明治時代以降に近代産業に転用され、先端的な産業・技術が集積した世界的なレベルの産業技術中枢圏域といわれている。

平成 17 年 2 月に中部国際空港が開港し、3 月には「愛・地球博」が開催されるなど、本市は名古屋大都市圏および中部圏の中核都市として、人・物・情報・文化の一層の交流促進が期待されている。

まちづくりの歴史では、徳川家康による都市計画、明治時代以降の耕地整理・区画整理、戦後の戦災復興計画といくつかのグランドデザインによってまちがつくられてきたが、大都市としては空間的・時間的なゆとりがあり、生活・産業・文化のバランスが比較的とれたまちである。

また、昔から温暖な気候と肥沃で平坦な地形に支えられた豊かで住みやすい土地であり、こういった風土が堅実な市民性を生んだともいわれている。

こうした地域特性を踏まえ、生活、環境、文化、産業のすべての分野にわたって調和のとれた「誇りと愛着の持てるまち・なごや」をめざしている。

### (2) 名古屋市における地域福祉の課題

平成 16 年 10 月 1 日現在の本市の世帯数は 945,328 世帯、推計人口は 2,202,111 人となっており、前年同月に比べ人口で約 9,000 人の増加である。このうち、65 歳以上は 389,701 人となっており、高齢化率は 17.7%と全国平均に比べ若干低くなっている。

しかしながら、1947 年から 1949 年生れのいわゆる団塊の世代が 2015 年には 65 歳に達し、本市では 65 歳以上人口は 527,273 人、高齢化率は 25%になるものと推計されている。今後、本市も東京圏、大阪圏と同様に、全国平均を上回るスピードで高齢化が進行すると考えられており、これを見通した、

介護を始めとする持続的・安定的な高齢者福祉の確立が喫緊の課題である。

また、平成 12 年の国勢調査では、高齢者を含む家族の小規模化が本市でも進行しており、高齢単身世帯が 6.8%、高齢夫婦世帯が 7.5%を占めるなど、世帯構成の変化により家庭を中心とした介護等の生活ニーズへの対応が難しくなっているほか、近所づきあいなど住民と地域の関係の希薄化が進んでいる。

家庭での対応が困難な課題の解決のためには、市民一人ひとりが地域の中にある課題を自分たちの問題として捉え、相互に協力して取り組む必要がある。これからの地域のマンパワーの鍵となるのは今後、定年を迎える団塊の世代の市民であると考えられる。

団塊の世代は、多様な価値観を持つ一方、コミュニティ難民と云われるがごとく、その多くが地域に人間関係の基盤を持っていないことから、定年を迎えたこれらの世代の「自立」「自己実現」「参加」を尊重しながらその能力や多様な関心を引き出す中で、地域コミュニティの再生を図っていくことが地域の福祉をはじめとする生活課題の解決に重要なポイントである。

本市では、こうした状況を踏まえ、社会福祉法に定められている地域福祉計画「なごやか地域福祉 2005」を策定したところであるが、この計画を実現していくためには、多様な世代層や課題意識を持った住民を巻き込んでいくことが重要であり、町内会など従来の「地縁組織」だけでなく、NPOなどの「テーマ型組織」が地域において新たな役割を担っていくことが求められており、従来からの「地縁組織」や社会福祉法人、企業及び行政とNPOとの連携・協働が必要であると考えている。

### (3) 地域再生計画の目標

少子高齢社会にあって、地域の様々なニーズにきめ細かく対応していくためには、薄れてきた地域社会のつながりをもう一度見つめ直し、地域で共に支えあう「地域力」を高めていくことが必要である。生活上様々な問題を抱えていても、人は住み慣れた地域で、その人らしく安心して充実した生活をしたいと願っており、こうしたニーズを受けて、地域福祉の分野では福祉サービスを必要とする人を単なるサービスの受け手ではなく、人格の尊厳を基盤にした地域社会の構成員として捉え、地域社会でその人らしく生活できるよう支援してきた流れがある宅老所、グループホーム、ふれあいいいききサロンなど住民参加型の活動にその例を見ることができる。全国社会福祉協議会では、これらのサービス、活動を「地域福祉型福祉サービス」として名づけている。この「地域福祉型福祉サービス」は、既存の福祉サービスを地域福祉の視点から変えていくものとして注目に値するとともに、サービスの開発や実施過程において、住民・利用者・事業者・行政が協働することを通して、共生のまちづくり、地域コミュニティ再生の原動力となりうると考えるものである。

こうした「地域福祉型福祉サービス」のひとつとして、本市では、NPO法人による小規模・多機能・地域密着型のデイサービス(宅老所)が14ヶ所で運営されている。本市における今後の急速な高齢化の進行や平成 18 年度からの介護保険制度の見直しに対応していくためには、従来のサービス提供者主導型のサービスだけでなく、事業の企画・開発・運営に地域住民からの多様な参加を得てサービスを提供する「地域福祉型福祉サービス」を積極的に育成・支

援していくことが重要であると考えている。例えば、認知症高齢者が子どもとふれあう場を作り、高齢者が伝承遊びなどを子どもに教える拠点づくりや施設入所している高齢者などを一般の家に招き、一日世話を行なうといった事業など「地域福祉型福祉サービス」として、全市域で約100事業を創生していくことを計画の目標とし、市民一人ひとりが生活課題に対し主体的に取り組んでいくことを通じて、ふれあい・きずなを再生し、誇りと希望を持って暮らしていけるような活気あふれるまちづくりを目指す。

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5 - 1 全体の概要

今後、介護保険制度の見直しの中で生活圏域を単位とした地域密着型の福祉サービスの拠点が求められている。

そこで、まず地域福祉型福祉サービス調査研究事業として、本市内でNPOによって運営されている小規模・多機能・地域密着型のデイサービス等を組織的に調査・分析し、本市の地域性に立脚した「地域福祉型福祉サービス」モデルを提案し、以下の地域福祉リーディングモデル事業の実施に資するとともに、先駆的地域再生モデルとして他都市へも発信していく。

地域福祉リーディングモデル事業は、本市の地域性に立脚した先駆的な「地域福祉型福祉事業」創生のための人材育成、事業開発を行うものである。具体的には 新たな事業実施を目指す人材に対して、必要な知識や技術、組織運営などを習得させるための養成講座の開設。事業の立ち上げから3年間、安定した事業運営のための助成。事業の担い手の情報交換や交流を実施できるためのネットワークの構築である。

これらの一連の事業を通じて、地域のコミュニティの再生や市民、NPO、ボランティア団体、企業および行政の協働によるまちづくりを推進していく。

### 5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

### 5 - 3 その他の事業

#### 5 - 3 - 1 基本方針に基づく支援措置

(支援措置の名称)

地域再生に資するNPO等の活動支援

(支援措置の内容)

モデル活動支援事業

(支援措置の対象とする事業の内容)

現在、介護保険制度の見直しの中で生活圏域を単位とした地域密着型の福祉サービスの拠点が求められているが、大都市でこれらの拠点が根付いて機能を果たすには、コミュニティの再生 団塊の世代の参加 市民、NPO、

ボランティア団体、企業および行政の協働が重要な鍵となる。

この調査研究事業は、本市内で NPO によって運営されている小規模・多機能・地域密着型のデイサービス 14ヶ所を以下の方法、視点から組織的に調査・分析し、新たな地域コミュニティ形成への効果、影響及びその課題を明らかにすることにより、大都市での普遍性のある「地域福祉型福祉サービス」のモデルを提案する。

- ア) 研究者を含む調査委員会を設置し、第 1 次・第 2 次の 2 回の調査・評価を実施
- イ) 地域コミュニティ再生への効果・影響を評価
- ウ) 心身機能活性運動の効果を調査・分析
- エ) 介護保険の新しいサービスとして予定されている「小規模多機能型居宅介護」との比較・検討

### 5 - 3 - 2 支援措置によらない独自の取り組み

#### 地域福祉リーディングモデル事業の実施

この事業は、本市の地域性に立脚した先駆的な「地域福祉型福祉事業」創生のための人材育成、事業開発を行うものであり、以下の 3 事業を一体的に実施する。

##### 福祉のまちづくりリーダー養成事業

〔実施年度 平成 17 年度～平成 21 年度〕

新たな事業実施を目指す人材に対して、事業を実施するための意識、具体的に必要な技術、組織運営などを習得させるとともに事業を起こす仲間づくりを行う講座を開設する。

〔養成数〕5 カ年で 300 人

##### 地域福祉型福祉事業開発助成事業

〔実施年度 平成 18 年度～平成 24 年度〕

講座修了者を中心に、事業の立ち上げから 1 事業につき 3 年を限度として支援を行い、安定した事業運営を可能とする。

〔支援事業数〕5 カ年で 100 事業

##### 地域福祉型福祉事業担い手フォロー事業

〔実施年度 平成 18 年度～平成 24 年度〕

講座修了者を中心に、1 事業につき 3 年を限度として、情報交換・交流会の実施、事業運営の悩み等の相談や情報提供を行い事業担い手のネットワークを構築する。

〔支援事業数〕5 カ年で 100 事業

## 6 計画期間

認定の日から平成 25 年 3 月 31 日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

地域住民代表、学識経験者、市社会福祉協議会職員、行政職員等で構成する評価委員会で毎年度評価を実施する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし